

裁判は延期になっても開催した「JR総連9・3集会」

9月3日、JR総連は大阪市内で「JR総連に結集する全国の仲間と津崎さんと共に東海労裁判勝利を勝ち取る9・3集会」を開催しました。

また、JR総連は、集会の前段に「津崎裁判（JR総連は『東海労裁判』）」第1回口頭弁論の傍聴券獲得行動を予定していました。

第1回口頭弁論は、被告代理人弁護士の差し支えをとの希望を原告が受け入れて延期になりましたが、JR総連は集会を中止せずに開催しました。

集会の情報（JR総連通信No. 1768、JR貨物労組組織部速報No. 4）を見ると、裁判関係なく「9・3集会」を開催したのは、「JR東海労によるJR総連組織破壊攻撃をデッチ上げる」ことが目的であることがわかります。

【JR総連通信】

*謝罪・撤回されている文章を意図的に宣伝活用して→嘘の「津崎文章」は歴然と存在しています。しかし、謝罪・撤回されている「文章」は存在しません。嘘です。

【JR貨物労組組織部速報】

*JR総連の仲間を訴えたJR東海労新幹線関西地本の組合員2名→小林國博さんと渡邊幹夫さんが津崎議長を訴えたのは、組織破壊者としてデッチ上げられたからです。

*それを追認するJR東海労を許さず→JR東海労は、「追認」ではなく、渡邊幹夫さん、小林國博さんと固く連帯し、共に闘うことを宣言しています（JR東海労第41回定期大会特別決議）。

*津崎議長の無実を勝ち取るために→嘘の「津崎文章」の事実はどうするのですか？

裁判の引き延ばしはやめろ！

①9月3日の第1回口頭弁論の期日は、6月17日に決定しています。

②8月13日、被告代理人弁護士から提出された答弁書に「第1回口頭弁論期日は差し支えます。可能であれば、出頭可能な日時に第1回口頭弁論期日を変更することを希望します」とありました。答弁書は第1回口頭弁論の期日（9月3日）の3週間前の提出です。提訴が6月3日、第1回口頭弁論の期日は6月17日に決まっています。

③第1回口頭弁論の期日は、被告代理人弁護士の都合から10月になりそうです。

以上のように、被告（津崎修氏）は裁判の引き延ばしを行っているとは考えられません。代理人弁護士の都合は理由にはなりません、

被告（津崎修氏）は、9月3日、大阪地方裁判所近くの大阪駅前第2ビルで開催された集会で決意表明をしています。代理人弁護士が出頭できなくとも、被告の津崎氏が出廷して第1回口頭弁論を開廷すればよかったです。裁判勝利と津崎議長の無実を勝ち取る！と威勢を張るのは結構ですが、裁判の引き延ばしはやめるべきです。